

一般質問発言通告書

令和4年9月5日
午時分受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和4年9月5日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 皆川 幸枝

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 森林の保全 について	<p>良好な自然環境の保全及び形成、その他森林の有する公益的機能の維持増進のため、1951年に森林法が定められ、法に基づき、各都道府県が地域森林計画を策定し、森林の保全に努めています。さらに近年では、生物多様性の保全、地球温暖化の防止及びSDGsの観点からも、森林の保全を確実に実行していくことがますます重要になっています。</p> <p>一方で、2012年から電力固定買取制度が始まり、太陽光発電施設を中心とした再生可能エネルギーの導入が全国で急拡大しております。特に、所有者の高齢化等により山林の整備ができなくなり、太陽光発電設備設置のため、大規模に森林が伐採されており、森林保全の観点から大きな課題だと考えます。</p> <p>最終処分や安全性に大きな問題を抱える原発に頼らず再生可能エネルギーを推進することと、森林保全の双方が適正に進められるように考えていかなければなりません。</p> <p>このような状況の下、市にはどのような計画や規制があるのか、お聞きします。</p> <p>(1) 森林の保全及び整備に関わる各種計画の内容、数値目標</p> <p>(2) 森林を伐採して太陽光発電設備を設置する際の規制やガイドライン</p> <p>(3) 上記のケースで許可が下りないのはどのような場合か</p>	市長 担当部長

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 茎崎保健センターの活用	<p>茎崎庁舎跡地及び茎崎保健センターの活用については、茎崎庁舎が廃止されてから市民合意が得られるまで、慎重に議論の場を設け、計画策定が進められてきたことは大変評価いたします。</p> <p>今年度に入り、当初の大きなスーパーを誘致する案を変更し、庁舎跡地部分については小規模店舗を誘致し、保健センター部分については建物を残して活用していく、という案が市民説明会で示されました。しかし、その市民説明会で、保健センターの活用に関して、市民から意見を言う時間は設定されず、それ以降も住民が意見表明し、意見交換する機会が設けられておりません。</p> <p>市民ネットワークが昨年実施した、『茎崎庁舎跡地活用についてのアンケート』は、315 人から回答がありました。このアンケートで「活用方法を、どのように決めたらよいと思いますか?」の問いに対して、「住民間で話し合う」と答えた人が 188 人、「アンケートを実施して欲しい」と答えた人が 183 人でした。また、必要な機能としては「市役所支所・窓口機能」「スーパー」「保健センター(乳児検診、予防接種、健康診断)」「高齢者や子育て、ひきこもりの相談が出来る場、支援センター」「子どもの居場所・たまり場」「子どもや青少年が団らんでできるスペース」「音楽が演奏できる部屋」「運動できる場所(体育館)」「子ども食堂」「温浴施設」「粗大ごみ、ビン、缶の一時保管機能」「遊び場(遊具)」等、様々な意見が出ています。</p> <p>茎崎地区の重要な拠点である場所をどう活用していくのか、住民の関心が大変高く、様々な意見が出ている中、どのように活用案を決めていくか、決定過程が住民に見える様にしていく必要があると考えます。今後、どのように進めていくのか、以下、お聞きします。</p> <p>(1) 方針を策定するための庁内体制及び策定スケジュール</p> <p>(2) 保健センターの活用に関して、住民の意見交換会をいつ頃開催するのか</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。